平成２２年（フ）第９５２号
京都市北区紫野十二坊町36番地の９　藤田方
債務者　松浦　禮二
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
京都市山科区東野中井ノ上町14番地24　ワンネス21　302号
債務者　南里　真広
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２２号
京都市南区久世中久世町１丁目６番地　パレ中久世Ⅰ102号
債務者　倉本かおり（旧姓艸川）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
広島県呉市上平原町８番21号
債務者　沖山　淑子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１１０号
広島県呉市安浦町安登西８丁目15番７号
債務者　廣川　由香
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１１１号
広島県呉市三条３丁目10番６―201号
債務者　奥川　美幸（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１１２号
広島県呉市警固屋１丁目７番20―101号
債務者　荻本　雅志
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３０８号
大分県別府市石垣西６丁目３番18―301号
債務者　佐藤　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９号
宮崎県日向市大字財光寺761番地14
債務者　上村　明美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字登野城575番地の４
債務者　佐藤　令子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１０３号
岩手県花巻市若葉町２丁目６番１号
債務者　南部　雅宣
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８７号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地県住５―148号室
債務者　野口　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２８号
兵庫県伊丹市西野５丁目341番地　武庫リバーハイツ102号
債務者　柏木　和子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２９号
兵庫県伊丹市池尻２丁目162番地
債務者　芝本　昭二
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３３号
兵庫県川西市鴬が丘11番地の21
債務者　堀内　義晃
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４６号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目３番18号　ラ・メゾン御殿山北棟１―Ａ、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―1111号
債務者　上野　夏子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７０号
兵庫県豊岡市出石町大谷413番地
債務者　原田　幹雄
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
兵庫県豊岡市出石町大谷413番地
債務者　原田二三江
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係